

[医療保険制度体系の再構築]

①高齢者医療制度——独立した財政責任主体の下で運営

- a) 対象者は65歳以上の高齢者とする。
- b) 給付は、年金給付との重複是正の観点等から入院時における食費・居住費相当部分は給付対象から基本的に外すべきである。また、若年の医療保険制度との均衡のため入院は原則8割給付、入院外は7割給付とすることが求められる。いずれも低所得者への配慮を十分することが不可欠である。
- c) 給付費の財源は、公費を少なくとも5割とし、残りを高齢者自身の保険料と一定年齢以上の若年者が人口比に応じて分担する仕組みが考えられる。公費については、医療費の効率化のインセンティブが働くような配分方法とすべきである。
- d) 高齢者の保険料負担は年金から徴収できる仕組みとすべきである。
- e) 65歳未満の若年者の分担については、医療費の適正化が図られることを前提に、負担の決定に際して負担者が関与する全国的な仕組みを設ける、保険者または加入者の生活習慣病対策などの実施状況により負担を加減する仕組みを設ける、未納者に対する将来の給付率は調整をする、所得の多寡による調整はしないこととすべきである。
- f) 保険者は、地域保険とし、市町村をベースとして広域連合形態の活用を視野に入れ、保険者機能が発揮できる組織・運営を図れるようにすべきである。

②若年者（65歳未満）の医療保険制度——ガバナンスの強化

- a) 若年者の保険者については運営責任と財政責任とを一体とした主体となるよう、組織・ガバナンスの改革・強化を図らなければならない。
- b) 政管健保については、当面、保険料負担者が運営に実質的に関与できる仕組みを設け、そのガバナンスの強化を進める必要がある。社会保険庁の業務のうち民間委託できるものは徹底的に民間委託すべきである。
- c) 市町村国保については広域化を進める。なお、市町村国保における高齢者医療制度の分担金および現在の介護保険制度における第2号被保険者納付金に対する国庫負担については、被用者保険との均衡の観点から見直すべきである。

(3) 介護保険制度の改革

介護保険制度の目的は、いわゆる社会的入院を解消し、要支援・要介護者の自立を支援するサービスを提供することである。制度の課題はその効率化と持続可能性を高めることにあり、介護保険制度においても、真に必要な人へ適切な給付を重点化する、負担の公平・公正及び納得性を確保する、保険者・被保険者双方に効率化を促す制度にするといった改革を目指すべきである。

- ①給付の重点化に関しては、要支援および軽度の要介護者について効果のあるサービスに改編、特養入所基準の引上げなどを行うべきである。民間事業者による保険外サービスを充実し、いわゆる社会的入院・入所のは正のため、医療・介護の報酬の設計を工夫することが求められる。
- ②自己負担の見直しとしては、低所得者へ配慮しつつ施設入所者の食費及び居住費相当分を給付対象から外し、利用料の適正化を図ることが求められる。
- ③納得感のある負担方式とするためには、被保険者範囲は現行を維持すべきである。障害者支援費制度については同制度内での改革をまず優先し、介護保険制度との統合についてはきわめて慎重であるべきである。また第2号被保険者の保険料（介護給付費納付金）は法定化すべきである。
- ④制度内の効率化の仕組みの強化としては、保険者機能の強化（事後チェック、施設・事業所に対する指導・勧告、第三者評価の拡充）や保険者の規模の拡大を図った上で、効率的な介護サービスの提供に成果を挙げている保険者を見習うトップランナー方式の導入に取り組むべきである。また公費・介護給付費交付金の配分方法の見直し（全国平均値を超える部分については配分を遞減）も必要である。

(4) 雇用保険制度および労働者災害補償保険制度の改革の方向

雇用保険本体事業については、失業による所得の喪失に対する補償という目的に極力限定する方向で制度を見直すべきである。

そのため、自発的離職者を中心に支給日数の一段の圧縮を行い、給付率についても賃金日額の高い者を中心に削減することを、検討すべきである。

また、高齢期における給付は廃止すべきである。高齢者求職者給付は廃止し、また60歳台前半の高齢者雇用への寄与という実態を踏まえつつ、高年齢雇用継続給付は廃止する方向で検討するというのが基本的考え方である。

育児休業給付・介護休業給付については雇用保険制度ではなく、別の方法によるべきであり、教育訓練給付は縮小していくことを検討すべきと考える。

雇用保険三事業については事業主の相互支援事業として適切なものを精査の上、廃止も含めた合理化・絞込みを徹底すべきである。雇用安定事業については労働移動支援、ミスマッチ解消、早期再就職支援の視点から、いっそうの絞り込みを行うべきで、能力開発事業については社会のニーズに合致した能力開発メニューへ見直すとともに、事業運営にあたっては民間活力の活用など運営の効率化も必要である。雇用福祉事業については縮小ないし廃止すべきである。

労災年金給付と老齢厚生年金給付との調整の拡充をはかることとし、例えば障害補償年金と一定年齢以上の老齢厚生年金の調整の強化および老齢厚生年金受給者への休業補償給付との調整をすべきである。また労働福祉事業についても徹底した縮小・廃止を検討すべきである。

(5) 生活保護制度の見直し

社会福祉制度は、社会保険制度から漏れた人達に対する補填や最大限の自助努力を前提に制度を構築する必要がある。

生活保護制度については、所得・資産、稼働能力を十分調査の上、真に生活に困窮している者への給付に限定すべきで、家族による扶養が可能であれば、それを優先すべきである。

これを基本として、一般の低所得世帯の消費実態との均衡を図る観点から、保護基準の定期的な見直しが必要であり、単身者（特に高齢期）における保護基準は、年金給付との整合性を確保する観点から引下げを図るべきである。

医療扶助については、いわゆる社会的入院の解消のため、居宅への復帰や介護施設への転居などといった見直しが必要である。

また、ケースワーカー等による就労支援、社会参加支援など自立支援業務の効率化・強化を図り、被保護者の自立を促すべきである。

生活保護受給に関する地域差の要因を検証し、国庫負担として適切でない部分についてはその配分に工夫を加えるべきである。

4. 国・地方公共団体の財政改革の推進

国・地方公共団体の財政についても歳出抑制を強化しないと、その持続可能性が維持できない。プライマリーバランス（基礎的な財政収支）を2010年代の初頭に黒字に転換させ、財政赤字の圧縮を図らないと、潜在的国民負担率の上昇は不可避と考えられる。

国・地方の財政支出を抑制し、上述したような社会保障改革（給付費ベースで16～17%程度）を進め、潜在的国民負担率の上昇を徹底的に抑制すべきである（図表2参照）。

5. 情報開示の推進

(1) 国民へのサービスとしての社会保障・福祉制度の情報提供

国民が社会保障制度等を利用する際の情報提供窓口を一本化し、インターネット上の照会機能を強化する。

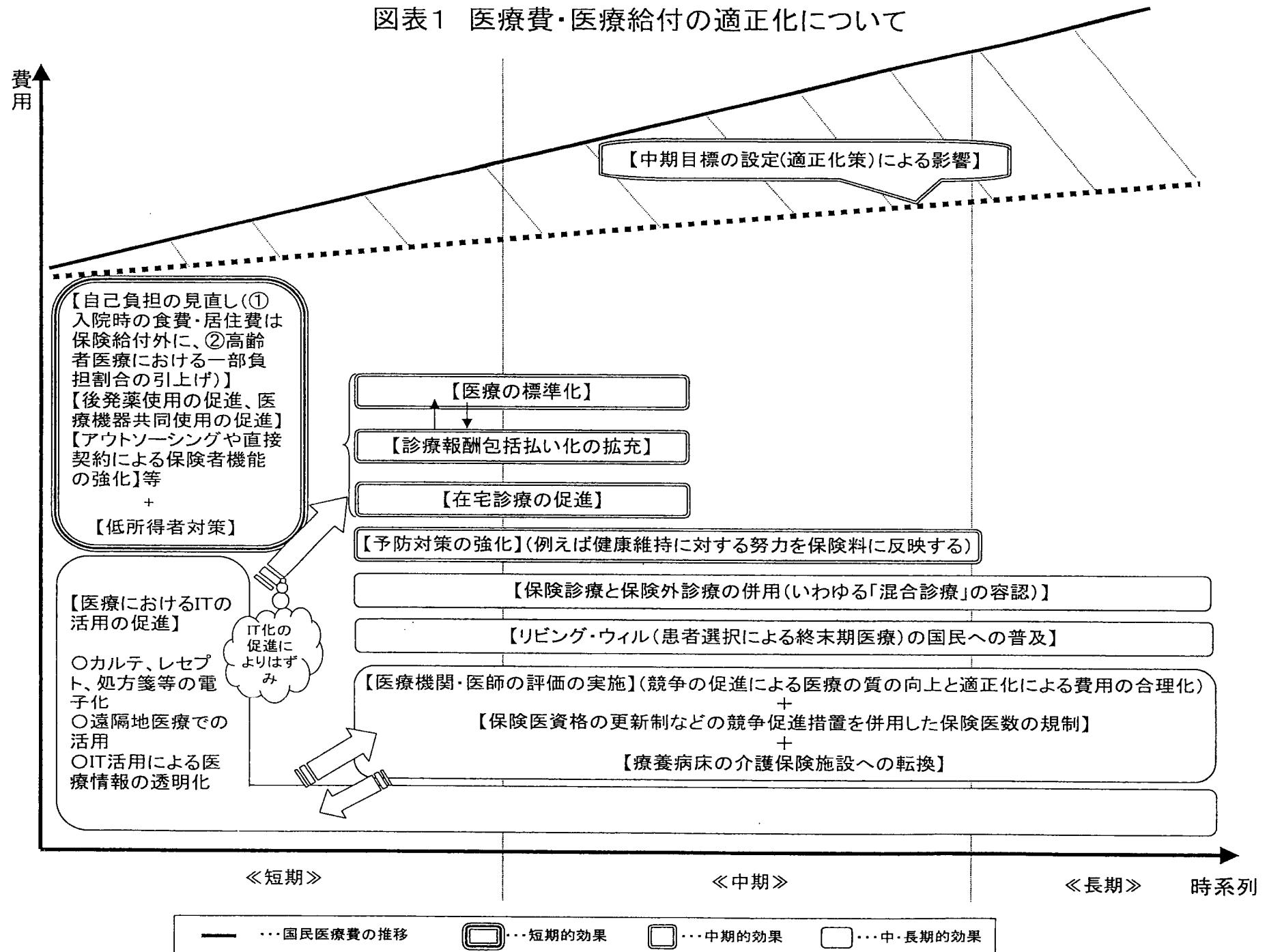
特に医療分野においては、先述のように、国民が医療機関等を選ぶための情報が決定的に不足しており、その情報開示・公開の徹底が求められる。

(2) 政策判断をするための情報公開

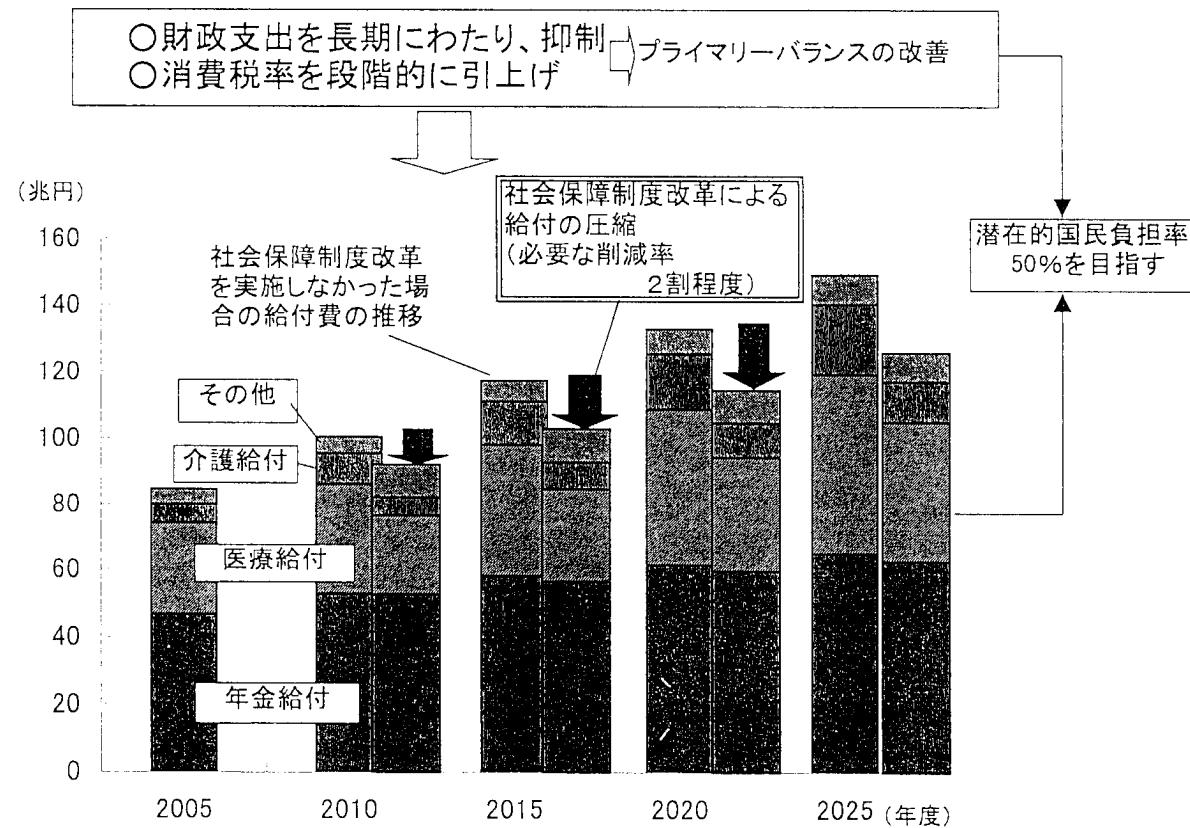
制度体系、給付と負担の改正などの政策判断を左右する情報を迅速かつ積極的に公開すべきである。

以 上

図表1 医療費・医療給付の適正化について



図表2 潜在的国民負担率50%を目指すための税財政・社会保障改革



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」

厚生労働省「社会保障の給付と負担の見通し(平成16年5月推計)」等

内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

注 : 1) 社会保障制度改革を実行しなかった場合の社会保障給付は、「日本の将来推計人口」の低位推計を前提にマクロ経済モデルにより推計

2) 社会保障制度改革を実行した場合は、年金、医療、介護の各制度ごとに一定の前提をおき、推計。

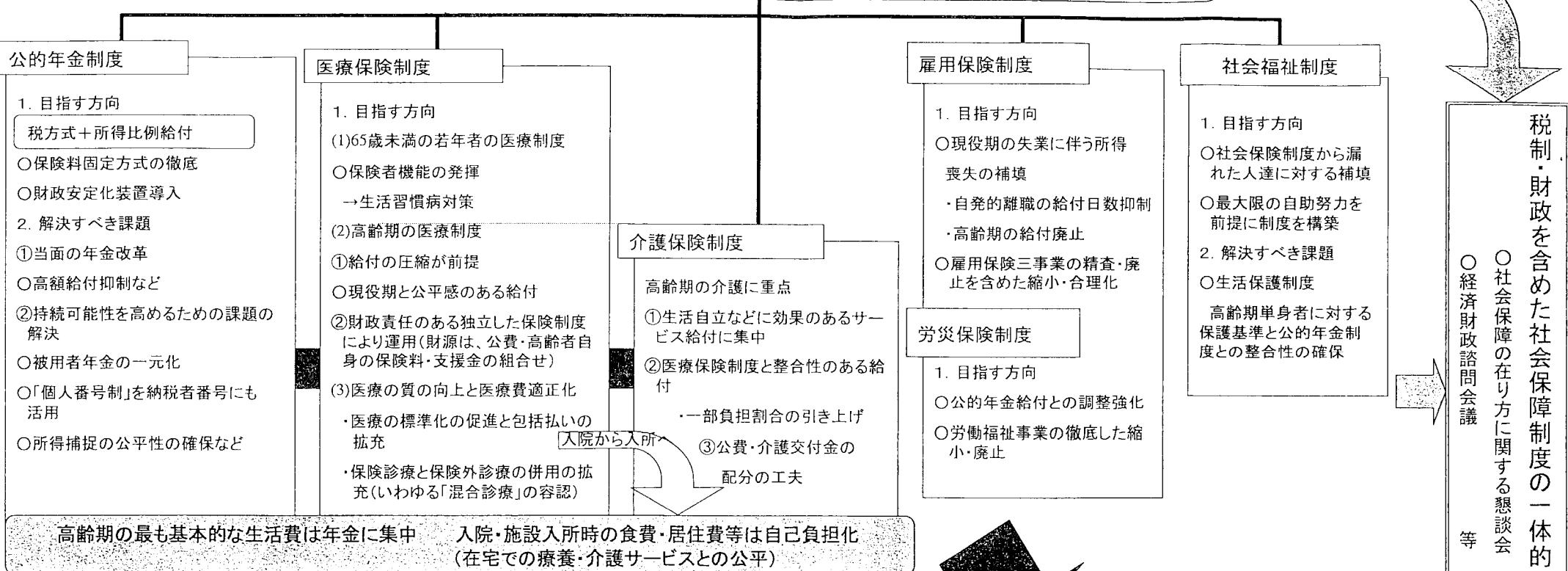
社会保障制度等の一体的改革に向けて(概要)

2004年9月21日
(社) 日本経済団体連合会

社会保障制度改革

社会保障・福祉制度共通の基盤整備

- ①社会保障制度等に共通する個人番号制 ⇒ 適用・負担の公正さの確保
- ②社会保障個人別の会計の設定 ⇒ 給付と負担の公平・効率化



税制・財政を含めた社会保障制度の一体的改革の推進

○社会保障の在り方にに関する懇談会等

潜在的国民負担率50%を目指す

目指す社会：自助努力を基礎とする社会の実現

財政、税制改革

政府財政改革

- 財政支出の抑制

税制改革

- 消費税率の引上げ
- 特別法人税の廃止。私的年金等に対する支援措置等